

すわほうじん

令和2年8月1日発行 第145号

一般社団法人 諏訪法人会

■主な内容

《総 会》

本会第8回通常総会・女性部第37回通常総会・青年部第30回 通常総会 (書面承認)

《税務署関係》

税務署人事異動

税務署だより:「新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について」

《税理士会コーナー》

新型コロナに関連して国等から支給される主な助成金等の課税関係

《通常総会議案書より》

財務諸表他

《スポットニュース・告知板》

第29回災害支援チャリティゴルフコンペのご案内

《オンラインセミナーに参加しましょう!》

コロナ禍での“災害への備え”防災・減災セミナー (別紙にて御案内)

145
2020/AUG.



コロナ禍のもとソーシャルディスタンスで行われた通常総会



めざします企業の繁栄と社会への貢献

法人会のHPを閲覧しましょう。

ホームページ:<http://www.suwahoujinkai.jp/> メールアドレス:info@suwahoujinkai.jp

国税は申告も納税も会社のパソコンで!(イータックス)

令和2年度 第8回 通常総会開催

諏訪法人会の第8回通常総会が、6月3日（水）午前11時より、RAKO華乃井ホテル「パルケの間」において開催され、定款に基づき今井会長が議長を務め、諸議案の報告、審議事項に於いては承認可決されました。

今回の総会は、新型コロナウィルス感染防止のため、来賓は諏訪税務署から島田署長他3人の方々のみという誠に残念な事態のもと挙行されました。会場内のレイアウトもスクール方式とし、1テーブル1人他椅子席も連座せず2メートルの間隔を設け、マスク着用という今までに経験がない状況下役員中心に約70名の出席者のもと行われました。

令和2年となり、景気回復の長さが「いざなぎ景気」を超えたと言われ、東京オリンピック、パラリンピックで盛り上がりを見せ始めた矢先、新型コロナによる100

年に1度の「パンデミック」となり世界中が一変しました。年内収束の目途が立たない中、緊急事態宣言による「密閉、密集、密接」の3密維持という行動指針に基づき、記念講演会、懇親会も行うことができず、総会の中で行われた各種表彰も、名前のみの読み上げにとどめた簡素な総会となりました。



今井会長挨拶



会場の様子

今井会長の挨拶 要約

- 令和元年度諏訪法人会40周年記念事業が会員皆様のご理解の下無事終了したことに感謝申し上げる。
- 組織基盤の拡充については、周年キャンペーンにより92件の新会員の加入があつたが、今期コロナ禍の影響で、どのくらい脱退があるか懸念もある。
- 法人会の理念に沿った社会貢献事業として、周年事業に於いては諏訪圏域31校の小学校、養護学校へ一律図書10万円を贈呈、児童他各方面より感謝の手紙が届いた。次代を担う子供達のために法人会として何が出来るのか、改めて考えなければならない。
- 令和2年度は、コロナ禍の影響で企業活動の停滞が予測されるが前向きに、又会員同士交流を図りつつ、連帯感をもって協力し合い難局を乗り越えたい。

島田署長祝辞 要約

昨年度の事業活動を振り返って諏訪法人会は40周年の節目を迎えたとともに、納税者の皆様に広く税について理解を深めていただくため、各種研修会の開催、一日税務署長などの広報活動、租税教室、絵はがきコンクールなど、税務行政に対して多岐に亘るご支援をいただいた。特に公益性の高い各種事業を通じ、納税道義の高揚や税知識の普及に大きな役割をはたしていただいている。



島田税務署長

昨年末の台風被害、新型コロナ禍の影響も伴い、税務行政を取り巻く環境は大きく変化している中、国税庁の使命である「内国税の適正且つ公平な賦課及び徴収の実現」に向け一層の努力を積み重ねていくとともに、これまで以上に諏訪法人会の皆様方のお力添えが必要不可欠である。

会費納入の お礼

令和2年度、コロナ禍にも拘らず年会費をご納入いただきありがとうございました。
口座振替で領収書が必要な方は、事務局までご連絡いただきますようお願い致します。

現在部員数33名

女性部第37回通常総会

女性部(宮澤厚子部長)は、6月17日(水)ホテル「鷺乃湯」にて通常総会を開催しました。令和元年度の事業報告、収支決算、年度事業計画、予算が全会一致で原案通り承認されました。今回コロナ禍の影響で司会は事務局で行い、3密を避け席次をスクール形式とし又、予定していた「二胡によるアンサンブル演奏会」、「懇親会」は中止とし来賓を諒訪税務署の島田署長以下3人とした旨を説明した。

宮澤部長の挨拶では、全英オーブンで優勝したスマイルシンデレラこと渋野日向子選手の話題から、台風19号により甚大な被害を受けた県下単位会、そしてコロナ禍に伴い国民がディスカルデスタンスを維持しながら自粛をしている現状を述べた。

元年度の事業については、予定していた事業並びに「一日税務署長」との街頭広報活動、税の絵はがきコンクール作品の施設展示等新事業も好評であった事を述べた。最後にコロナ禍の状況下、経済、社会、又個人へ様々な支援策が打ち出されているが、これも皆様方の税金が受益として機能した証であり、今後も税を無駄なものに使われないよう注視して行きたいと述べました。



総会会場の様子



宮澤部長挨拶

岡谷市より、感謝状を授与される。

4月1日 岡谷市市制施行84周年記念式典の中で、市内各小学校への図書カード寄贈に対し岡谷市今井市長より今井会長へ感謝状が授与されました。



感謝状

会員
限定

会報誌への 無料チラシ同封サービス

※約2,600社の経営者の方が会報を見ています!!

大好評

低コストで
高い宣伝効果!

- ◆ 封入料金 無料
- ◆ A4サイズ 1社1枚 年2回まで
- ◆ お申込みや詳しい内容のお問い合わせは
諒訪法人会事務局まで



法人会の法律・労務相談室

1時間まで 無料。

お気軽に
どうぞ!!

1. 申し込み方法

- ①相談ご希望の会員の方は電話又はファックスにてお申し込み下さい。
※法人会HPより申込書を印刷して下さい、又は法人会事務所にございます。
- ②申し込み後、別途下記担当法律事務所、社会保険労務士事務所へ電話の上、相談日時等を打ち合わせください。

2. 利用できる方

- ①諒訪法人会の会員企業および経営者等。
※同一人の相談は年2回に限らせていただきます。

3. 相談内容

- ①企業経営における法律、労務全般。

担当弁護士・社会保険労務士



相談員 諒訪法律事務所 諒訪雅顕 弁護士
相談室 諒訪市高島1-6-9(諒訪法律事務所)



相談員 労務 諒訪労務管理センター
相談室 宮坂ひろ子 労務士・木村孝昭 労務士
相談室 諒訪市高島3-1201-90(諒訪労務管理センター)

無料相談時間は1時間までです。

- ※一社)諒訪法人会が負担します。
◆時間を越えて相談される場合は、相談者の負担になります。
◆相談内容の秘密は厳守いたします。

お問い合わせ先 一社)諒訪法人会事務局
TEL 0266-53-7810 FAX 0266-57-0185

税務署だより

諏訪税務署長
田中 達也

着任のごあいさつ

この度の人事異動により、関東信越国税局徴収部から諏訪税務署長を拝命しました田中でございます。島田前署長同様よろしくお願ひいたします。

一般社団法人諏訪法人会の皆様方には、日頃から法人会活動を通じまして、税務行政に対し、深いご理解と多大なるご協力を賜り、心から厚く御礼申し上げます。

貴法人会におかれましては、昨年6月に社団化40周年の大きな節目を迎えたとともに、納税者の皆様に広く税について理解を深めていただくため、各種研修会の開催や税を考える週間における一日税務署長などの広報活動、加えて管内の小学生を対象とした「租税教室」及び「税に関する絵はがきコンクール」の実施など社会貢献活動にも積極的に取り組まれており、役員並びに会員の皆様の日頃からのご努力に対しまして、心から敬意を表する次第です。

さて、昨年度における台風19号などの災害被害に加え、新型コロナウイルス感染症の影響も伴い、税務行政を取り巻く環境は大きく変化しております。税務署としましても、感染拡大防止策を徹底し、納税者の状況に即した柔軟な対応に配意するとともに、納税の猶予制度の特例など、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置について、積極的に周知・広報・相談対応に取り組んでいるところです。

このような環境の中においても、国税庁の使命である「内国税の適正かつ公正な賦課及び徴収の実現」に向けて、税務署としてより一層の努力を重ねていくとともに、これまで以上に諏訪法人会の皆様方のお力添えが必要不可欠であります。今後とも一層の連携及び協調を図り、円滑な税務行政の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、諏訪法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝とご繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

諏訪税務署人事異動 (7月10日付)



竹村副署長

齊藤総括官

転出

氏名	所属	発令事項
島田 厚	署長	退職
齋藤 隆敏	副署長	関東信越国税総務部 主任相談官
中村 慎一	法人課税第一部門 総括上席国税調査官	下館税務署法人課税第一部門 統括上席国税調査官

転入

氏名	所属	前所属
田中 達也	署長	関東信越国税局徴収部 機動課長
竹村 秀彦	副署長	関東信越派遣国税局監察官 監察官
齊藤 宏和	法人課税第一部門 総括上席国税調査官	関東信越国税局課税第二部 資料調査第二課国税実査官

※原口正己 総括国税調査官は留任

【新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について】

国税庁では、新型コロナウイルス感染症の各地での感染の拡大状況を踏まえ、柔軟に確定申告を受け付けることとしています。法人の場合には、感染症の影響を受けて申告書や決算書類などの国税の申告・納付の手続に必要な書類等の作成が遅れ、その期限までに申告・納付等を行うことが困難な場合には、個別の申請による期限延長が認められることとなります。

申告期限の延長に関する個別の申請は、別途、申請書等を作成して提出していただく必要はなく、申告書の提出の際に、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を申告書の余白に付記していただくか、e-Taxをご利用の方は「電子申告及び申請・届出による添付書類送付書」の「電子申告及び申請届出名」欄にその旨を入力していただくなど簡易な手続きで申請を行うことができます。

なお、申告期限及び納付期限は、原則として申告書の提出日となります。

【納税の猶予に「特例（特例猶予）」が創設】

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより納税が猶予されます。

延滞税なし

1年間猶予

無担保

特例猶予の要件

以下の①②のいずれも満たす方（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

②一時的に納税を行うことが困難であること。

（注）収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含みますが、譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

※納付すべき国税の納期限までに申請書の提出が必要です。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請できますので、所轄の税務署（徴収担当）にご事情をお申し出ください。

※令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象です。

◆ 猶予制度に関するお問合せについては、「国税局猶予相談センター」（フリーダイヤル等）をご利用ください。

【受付時間】8:30～17:00（土日祝除く）

【電話番号】国税局によって異なりますので、国税庁ホームページをご覧ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm

税理士会コーナー

知って納得！教えて税理士さん！

関東信越税理士会諒訪支部
税理士 吉田 香



新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して国等から支給される 主な助成金等の課税関係（例示）

新型コロナウイルス感染症等に関連して国等からさまざまな助成金等が支給されることとなっていますが、今回はその課税関係についていくつか紹介したいと思います。（申請等の詳しい手続き等については省略）

非課税となるもの

① 助成金の支給の根拠となる法律の規定により、非課税となるもの

☆新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（雇用保険臨時特例法7条）

勤務先から休業手当を受け取れない被保険者である労働者が直接申請

月額上限33万円

☆新型コロナウイルス感染症対応休業給付金（雇用保険臨時特例法7条）

勤務先から休業手当を受け取れない被保険者でない労働者が直接申請

上記に準ずる

② 新型コロナ税特法が非課税の根拠となるもの

☆特別定額給付金（新型コロナ税特法4条1号）

1人 10万円

☆子育て世帯への臨時特別給付金（新型コロナ税特法4条2号）

対象児童1人につき 1万円

③ 所得税法が非課税の根拠となるもの

学資として支給される金品

☆学生支援緊急給付金 住民税非課税世帯の学生20万円 左記以外の学生10万円

心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金

☆低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金 基本5万円 第2子以降1人につき3万円

☆新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金 該当する医療機関・医療従事者等に一定額

☆企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券 最大264千円

☆東京都のベビーシッター利用支援事業における助成

課税となるもの

① 事業所得等に区分されるもの

☆持続化給付金（事業所得者向け） 法人最大200万円・個人最大100万円

☆家賃支援給付金 (法人最大100万/月・個人最大50万/月) ×6ヶ月

☆農林漁業者への経営継続補助金 補助率3/4 上限100万円 自己負担有 他

☆文化芸術・スポーツ活動の継続支援 上限50万円～150万円(共同事業者有は別途)

☆東京都の感染拡大防止協力金はじめ各自治体が行う休業要請のための支援金等の協力金

長野県・市町村連携コロナウイルス拡大防止協力金 県20万円 市町村10万円

飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援補助金 事業者グループあたり上限300万円

小規模事業者持続化補助金(コロナ特別対応型、国持続化補助金の県による上乗せ) 他

☆雇用調整助成金 従業員の雇用維持のために受ける助成金 1人あたり上限15,000円/日

☆小学校休業等対応助成金 対象者 子供の世話をを行うために有給休暇を取得させた事業主

申請期限R2.12/28 対象期間R2.2/27～3/31 8,330円/日 R2.4/1～9/30 15,000円/日

☆小学校休業等対応支援金 対象者 子供の世話をを行うために契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者

申請期限R2.12/28 対象期間R2.2/27～3/31 4,100円/日 R2.4/1～9/30 7,500円/日

② 一時所得に区分されるもの

☆持続化給付金(給与所得者向け) 対象者フリーランス

③ 雑所得に区分されるもの

☆持続化給付金(雑所得者向け) 対象者フリーランス

— 企業紹介 —

会員見聞録

“バラクラ”？ ケイ山田代表のファッションブランド 「バラ色の暮らし」を顧客の皆様が親しみを込めた 愛称として“バラクラ”と呼び始め30周年を迎えました！



ケイ山田代表

四季折々の植物や景観が楽しめる英國庭園「蓼科高原 バラクライングリッシュガーデン」へお邪魔しました。

訪問時が「オールドローズウィーク」期間中で、スタッフの方々が忙しく準備をしていました。

代表者のケイ山田さんからお話を聞きし、多田統括部長に園内を案内していただきました。

広報委員 本日は「オールドローズ週間」のお忙しい中お時間をいただきありがとうございます

います。ところで「コロナ禍」の影響はありましたか。

多田部長 バラクラは園内の5,000種類以上の植物が季節ごとにお楽しみいただけます。毎年、ゴールデンウィークころから県外、特に都心からご来場数が増えるのですが、今年は新宿からのバス直行便、「レールでバラクラ」JRプランも休止となり例年の2割程度の状況です。

広報委員 蓼科高原は別荘地でもあり、別荘族の方々はどのような状況でしたか。

多田部長 皆さん苦心していました。県外特に東京から来たことが判明することで嫌悪感を持たれたようです。最近ようやく来場される方が増え、皆さんの笑顔がバラに見えます。「お帰りなさい」といった感じですか。

広報委員 山田社長さん開園30周年おめでとうございます。蓼科は日本一歴史のある温泉保養地ですが、30年以上前なぜこの地に英國庭園を造ろうと思ったのですか。



バラのトンネル

ケイ山田代表 何より気候風土が英國に似ている点と、この地が植物にとって歴史、文化といった様々なものと融合できる場と考えたからです。人との位置関係にあまりこだわりを持たない植物という生物が、生長に時間を要し、維持管理で形態が決まつてしまうことを考慮しながら、英國庭園を造ってみたかったからです。

広報委員 しかし畑や山林を開拓し大変でしたでしょうね。

ケイ山田代表 先ず農地法や水利権といった壁がありましたが、時間をかけ一歩一歩進んできました。水道もなかった時代ですので井戸も掘りました。今までこそ環境問題がクローズアップされていますが、私たちは人と植物、自然との位置関係について常に考え庭を造ってきました。

広報委員 バラクラというと、バラの花のイメージがあるのですが

多田部長 園内には、原種、オールドローズ、イングリッシュローズをはじめたくさんの種類のバラがあります。特に英國で主流の「一季咲きオールドローズ」を多く植栽しています。これから7月まで「つるバラ系」の見頃を迎える色、香りを楽しめるバラが咲きます。秋にはローズヒップと言つて多様な実を楽しむことも出来ます。

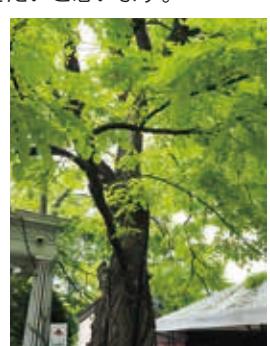


園内のオールドローズ

ケイ山田代表 日本にはたくさんのバラ園がございますが、「バラクラ」はバラ園ではありません。日本初の本格的英國庭園です。約5,000種類の植物の組み合わせがデザインされていますので、是非、景観を楽しんでいただきたいと思います。

広報委員 パンフレットや掲示板にいろいろなイベントの案内がありました。

ケイ山田代表 園内には、研修会などに使用できる施設があり、寄植の講習会、ガーデニングスクールなど定期的に開催しており、英國式カントリースタイルのランチやアフタヌーンティーセットも食する事ができます。又英國から本格的な方々をお招きし、園芸のみならず、音楽会や時季に応じたフェスティバルを園内のイベントホールで行うなど、食や文化の融合を図っています。現在コロナ禍の影響で英國からオンラインセミナーという形で行っているものもあります。



御神木のゴールデンアカシア

広報委員 日本人は西洋文化に憧れ、先ず武器、そして居住空間へと移行しました。バラクラは、日本庭園と違った西洋文化の「わび、さびの趣」が感じられる所ですね。ワクワク感の中に浸透していく自然の原風景、何か忘れ物を取りに帰つて来た感じがしました。本日は本当にありがとうございました。

法人会会員の方々へ

一入場無料券進呈

「30周年の感謝を込めて入園ご招待券」通常1,200円～1,400円 → **無料**

招待券1枚につき2名様入場可・中学生以下無料

〈使用有効期限〉～10月31日(土)まで ※先着100枚(お一人2枚限り)

※ご希望の方は、法人会事務局までお電話下さい。(〆切り8月末日)

法人会事務局 電話番号 0266-53-7810

企業情報

蓼科高原バラクラ イングリッシュガーデン

茅野市北山栗平5047

電話 0266-77-2019

聞き手 広報委員会

貸借対照表 (令和2年3月31日現在) (第8回通常総会議案書より)

科 目	当 年 度	前 年 度	(単位:円)
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	11,035,588	10,147,725	887,863
普通預金	5,512,187	7,127,451	△ 1,615,264
会費通帳	2,013,062	280,502	1,732,560
支部現金預金	2,912,204	1,965,970	946,234
女性部・青年部現金預金	598,135	773,802	△ 175,667
【流動資産合計】	11,035,588	10,147,725	887,863
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
事業推進引当資産	7,000,000	7,000,000	0
退職給付引当資産	2,558,494	2,600,000	△ 41,506
支部運営引当資産	600,000	600,000	0
減価償却引当資産	248,230	248,230	0
周年行事引当資産	4,500,000	10,000,000	△ 5,500,000
女性部周年行事引当資産	4,000,000	4,000,000	0
青年部周年行事引当資産	4,000,000	4,000,000	0
支部周年事業引当資産	1,026,540	976,540	50,000
事業運営引当資産	10,000,000	10,000,000	0
【特定資産合計】	33,933,264	39,424,770	△ 5,491,506
(2) その他固定資産			
什器備品	11,795	13,237	△ 1,442
電話加入権	52,974	52,974	0
保証金	300,000	300,000	0
【その他固定資産合計】	364,769	366,211	△ 1,442
【固定資産合計】	34,298,033	39,790,981	△ 5,492,948
【資産合計】	45,333,621	49,938,706	△ 4,605,085
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0	167,272	△ 167,272
預り金	100,480	58,823	41,657
未払法人税等	21,000	21,000	0
【流動負債合計】	121,480	247,095	△ 125,615
2. 固定負債			
退職給付引当金	2,558,494	2,600,000	△ 41,506
【固定負債合計】	2,558,494	2,600,000	△ 41,506
【負債合計】	2,679,974	2,847,095	△ 167,121
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
【指定正味財産合計】	0	0	0
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	42,653,647	47,091,611	△ 4,437,964
【正味財産合計】	(33,933,264)	(39,424,770)	(△ 5,491,506)
【負債及び正味財産合計】	42,653,647	47,091,611	△ 4,437,964
【負債及び正味財産合計】	45,333,621	49,938,706	△ 4,605,085

※貸借対照表実施事業の資産はありません

正味財産増減計算書 (平成31年4月1日から令和2年3月31日) (第8回通常総会議案書より)

科 目	当年度	前年度	(単位:円)
			増 減
I. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取入会金	89,000	81,000	8,000
受取会費	18,036,500	18,208,000	△ 171,500
受取補助金等	17,659,400	17,488,500	170,900
受取県連補助金	661,500	640,000	21,500
受取全法連補助金	360,000	155,000	205,000
受取全法連助成金振替額	16,637,900	16,693,500	△ 55,600
雑収益	1,005,961	672,980	332,981
【 経 常 収 益 計 】	36,790,861	36,450,480	340,381
(2) 経常費用			
事業費			
研修相談事業	36,294,496	31,424,697	4,869,799
税の広報事業	2,948,299	3,081,815	△ 133,516
租税教育事業	4,416,778	2,490,143	1,926,635
税の提言事業	705,078	713,960	△ 8,882
地域社会貢献事業	140,938	152,118	△ 11,180
経営支援事業	3,504,547	439,817	3,064,730
会員増強事業	3,674,564	3,286,136	388,428
会員支援事業	712,550	428,270	284,280
厚生制度推進事業	4,014,902	4,143,852	△ 128,950
事業費共通経費	389,444	473,482	△ 84,038
	15,787,396	16,215,104	△ 427,708
管理費	4,913,329	4,170,439	742,890
【 経 常 費 用 計 】	41,207,825	35,595,136	5,612,689
【 当 期 経 常 増 減 額 】	△ 4,416,964	855,344	△ 5,272,308
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
【 経 常 外 収 益 計 】	-	-	-
(2) 経常外費用			
【 経 常 外 費 用 計 】	-	-	-
【 当 期 経 常 外 増 減 額 】	-	-	-
【 税引前一般正味財産増減額】	△ 4,416,964	855,344	△ 5,272,308
【 法人税及び住民税】	21,000	21,000	0
【 当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額 】	△ 4,437,964	834,344	△ 5,272,308
【 一 般 正 味 財 産 期 首 残 高 】	47,091,611	46,257,267	834,344
【 一 般 正 味 財 産 期 末 残 高 】	42,653,647	47,091,611	△ 4,437,964
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等			
受取全法連助成金	16,637,900	16,693,500	△ 55,600
受取補助金等			
一般正味財産への振替額	△ 16,637,900	△ 16,693,500	55,600
一般正味財産への振替額	△ 16,637,900	△ 16,693,500	55,600
【 当 期 指 定 正 味 財 産 増 減 額 】	-	-	-
【 指 定 正 味 財 産 期 首 残 高 】	-	-	-
【 指 定 正 味 財 産 期 末 残 高 】	-	-	-
III 正味財産期末残高	42,653,647	47,091,611	△ 4,437,964

総会席上における表彰受賞の皆様 (敬称略・順不同)

- ◆永年在任役職員功労表彰 今井 誠 北田 耕一郎 長崎 万史 宮沢 義仁
- ◆会員増強尽力者表彰 林 裕彦 宮下 忠美 志宇知 京子 宮坂 明宏 高山 猛英 平林 真理子 朝倉 平和
小川 武彦 堀内 長年 藤木 健一 樋口 健太郎 宮沢 義仁 田中 一幸
- 【増強月間(支部)】茅野支部 岡谷支部 原支部 諏訪支部 富士見支部 【増強年間(支部)】茅野支部 岡谷支部 原支部
- ◆事業協力表彰 有限会社竹内硝子店
- ◆厚生制度推進表彰(支部)
- 【加入企業推進 新規】【表彰】下諏訪支部 岡谷支部 【努力賞】諏訪支部
- 【加入企業推進 増加】【表彰】岡谷支部 茅野支部 【努力賞】富士見支部 諏訪支部 下諏訪支部 原支部
- 【加入金額推進】【表彰】富士見支部 【努力賞】岡谷支部
- ◆厚生制度推進表彰(制度推進員 代理店)
- 【取扱增加企業数】浜 桂子 【加入口数】浜 桂子 山田 浩子
- 【AIG保険制度推進】有限会社甲信代理店 【アフラック保険制度】株式会社石橋総合保険

以上おめでとうございます

令和2年度 収支予算書 (令和2年4月1日から令和3年3月31日) (第8回通常総会議案書より)

科 目	当年度	前年度	(単位:円)
I. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取入会金	50,000	100,000	△ 50,000
受取会費	18,000,000	18,500,000	△ 500,000
受取補助金等	16,897,300	17,644,200	△ 746,900
受取県連補助金	570,000	656,300	△ 86,300
受取全法連補助金	192,000	350,000	△ 158,000
受取全法連助成金振替額	16,135,300	16,637,900	△ 502,600
雑収益	640,700	744,106	△ 103,406
【 経 常 収 益 計 】	35,588,000	36,988,306	△ 1,400,306
(2) 経常費用			
事業費	31,825,723	38,298,845	△ 6,473,122
研修相談事業	4,478,000	4,551,000	△ 73,000
税の広報事業	2,051,500	2,589,000	△ 537,500
租税教育事業	826,000	852,000	△ 26,000
税の提言事業	160,000	232,000	△ 72,000
地域社会貢献事業	530,000	4,885,000	△ 4,355,000
経営支援事業	2,640,000	4,001,000	△ 1,361,000
会員増強事業	747,900	774,000	△ 26,100
会員支援事業	3,145,000	5,220,362	△ 2,075,362
厚生制度推進事業	380,000	455,000	△ 75,000
事業費共通経費	16,867,323	14,739,483	2,127,840
管理費	5,402,657	4,764,359	638,298
【 経 常 費 用 計 】	37,228,380	43,063,204	△ 5,834,824
【 当 期 経 常 増 減 額 】	△ 1,640,380	△ 6,074,898	4,434,518
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
【 経 常 外 収 益 計 】	-	-	-
(2) 経常外費用			
【 経 常 外 費 用 計 】	-	-	-
【 当 期 経 常 外 増 減 額 】	-	-	-
【 税引前一般正味財産増減額】	△ 1,640,380	△ 6,074,898	4,434,518
【 法人税及び住民税】	21,000	21,000	0
【 当期一般正味財産増減額】	△ 1,661,380	△ 6,095,898	4,434,518
【 一般正味財産期首残高】	42,653,647	47,091,611	△ 4,437,964
【 一般正味財産期末残高】	40,992,267	40,995,713	△ 3,446
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	16,135,300	16,637,900	△ 502,600
受取全法連助成金	16,135,300	16,637,900	△ 502,600
受取補助金等	16,135,300	16,637,900	△ 502,600
一般正味財産への振替額	16,135,300	16,637,900	△ 502,600
一般正味財産への振替額	16,135,300	16,637,900	△ 502,600
【 当期指定正味財産増減額】	-	-	-
【 指定正味財産期首残高】	-	-	-
【 指定正味財産期末残高】	-	-	-
III 正味財産期末残高	40,992,267	40,995,713	△ 3,446

全国法人会総連合 功労者表彰

永年に亘り法人会活動の推進と組織の充実強化に努められ、会の発展に多大の貢献をされた方々に対し、当会から次の方々が全法連より「功労者表彰」を受賞されました。

本来であれば、長野県法人会連合会第8回通常総会にて表彰式が行われる予定でしたが、コロナ禍の影響で中止となりました。



河西 正一 理事
研修委員長



小笠原 弘三 理事
厚生委員長

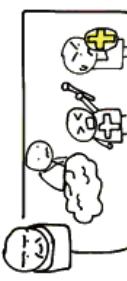
＜新型コロナ感染症知識より＞

もう1つの予防～心まで感染しないように～

茅野市ホームページ掲載
諏訪中央病院 総合診療科
玉井道裕 氏

⑩

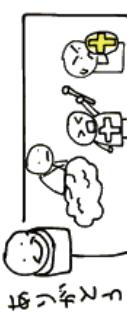
介設管理者(しきしゃ)



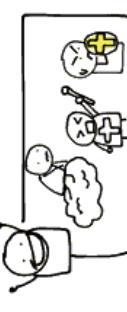
最新情報の共享
感染防御に関する
知識・技術を身につける
しくみづくり

ねざらい、未だ思、感謝
言葉を伝える
本人の準備状況の説明
矢口言葉いやスキルを共享
マニフェルの策定
手に思忍、感謝射を伝える

ストレス対処法



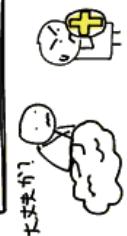
この人がおまかせ
あるよー



病院が一丸となって取り組む宣言
体制づくり

家族支援窓口の設置

上司(見守る人)

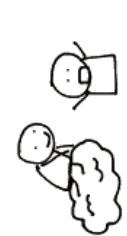


活動内容の説明
本人の準備状況の説明
矢口言葉いやスキルを共享
マニフェルの策定
手に思忍、感謝射を伝える

ストレス対処法



この人がおまかせ
あるよー



病院への取り組み
体制づくり

もう1つの予防～心まで感染しないように～



事前の準備に構え
感染予防の知識・技術の取得
医務の社会的意義

自分自身の心身ケア

つかれた時の自分のくせ
偏見の芽に気づく

普段通りの接し方

家族一休で送り出す
おひがどい
おひがどい



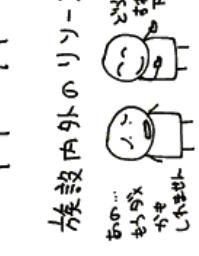
事前の準備に構え
感染予防の知識・技術の取得
医務の社会的意義

自分自身の心身ケア

つかれた時の自分のくせ
偏見の芽に気づく

普段通りの接し方

家族一休で送り出す
おひがどい
おひがどい



日頃より実行基盤

セイ固体ヘルプケア

家族や同僚から
サポート

組織
組織
サポート

心の健康を守る

活動後の健康確認

報告会の開催

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ 緊急経済対策における税制上の措置

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が国会で成立し、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

1 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、**無担保かつ延滞税なしで1年間**、納税を猶予する特例が設けられます。基本的には**全ての税目**が対象です（印紙で納付する印紙税等は除く）。また、社会保険料についても同様の特例措置が講じられます。

特例の概要

- ▷ 令和2年2月から納期限までの一定の期間（1カ月以上）において、収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減）した場合について1年間納税を猶予。
- ▷ 一時の納税が困難と認められる場合に適用。
 - ・少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。
 - ・収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は口頭説明も可能。
- ▷ 担保は不要。
- ▷ 延滞税は免除。

【申請手続】

令和2年6月30日、又は納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。なお、申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる書類を提出する必要がありますが、提出が難しい場合には、口頭で状況を説明します。

また、本特例は、既に納期限が過ぎている未納の国税、地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡って特例を適用することができます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税、地方税について適用されます。

2 欠損金の繰戻しによる還付の特例

これまで、中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が1億円超10億円以下の法人**も利用可能となりました。ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する各事業年度に生じた欠損金に適用できます。

3 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に記載された遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備が、テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型（デジタル化設備）として追加されます。

具体的には、以下の特定経営力向上設備等を取得等した場合、**即時償却又は7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除**が適用できます。

新たな類型（デジタル化設備）

- | | |
|--------|----------------------------|
| （要件） | 遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備 |
| （対象設備） | 機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア |

【適用時期】

令和3年3月31日までに取得をして事業の用に供した場合に適用されます。

4 消費税の課税選択の変更に係る特例

消費税の課税事業者選択届出書（課税事業者選択不適用届出書を含む）については、**原則として課税期間の開始前に提出する必要があります**が、新型コロナウイルス感染症により、経営に大きな影響を受けている事業者につき、次の適用要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、**課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能となる特例**が設けられます。

適用要件

- | | |
|---|---|
| ① | 特例に係る法律の施行（令和2年4月30日）後に申告期限が到来する課税期間において、 |
| ② | 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31までの期間の内、 一定期間（1カ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上減少）した場合 で、かつ、 |
| ③ | 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合
(注1) 原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。
▷ 法人：課税期間の終了の日の翌日から2カ月
▷ 個人：課税期間の翌年の3月末
(注2) 国税通則法11条（災害等による期限の延長）の規定に基づく期限延長については、最寄りの税務署にご相談ください。 |

なお、本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合は、**課税事業者を2年間継続する必要はありません**。

【適用時期】

特例法の施行日（令和2年4月30日）以後に確定申告書の提出期限が到来する課税期間について適用されます。

5 中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の措置のため、厳しい経営環境に直面している（※）中小企業者等に対して、**令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする措置**が講じられます。

（※）令和2年2月～10月までの**任意の3ヶ月間**の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

【適用時期】

令和3年1月31日までに、**認定経営革新等支援機関等**（税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など））の認定を受けて各市町村に申告した者に適用されます。

6 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象を拡充した上で、生産性向上特別措置法の改正を前提に、令和5年3月31日まで適用期限が2年間延長されます。

適用要件

▷ 対象資産に、**事業用家屋と構築物**を追加

- ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの
- ・構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの

※事業用家屋・構築物とともに、**中小事業者等の認定先端設備導入計画に位置付けられたもの**

▷ 生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長（令和5年3月31日まで）

7 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税措置

公的金融機関や銀行等が、新型コロナウイルス感染症で経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについて、**印紙税が非課税**となる措置が講じられます。

なお、特別貸付けとは、当該機関が行う他の金銭の貸付け条件に比し特別に有利な条件で行うものをいいます。

（注）施行日の前日（令和2年4月29日）までに作成されたものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、過誤納金とみなして還付されます。

8 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等の一定の場合には期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件が見直されました。

適用要件

（1）**住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置**

（入居期限：令和2年12月31日⇒令和3年12月31日）

- ① 注文住宅の新築は令和2年9月末、分譲住宅、既存住宅の取得や、増改築等は令和2年11月末までに契約が行われていること
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響で、注文・分譲・既存住宅又は増改築等の住宅への入居が遅れたこと

（2）**既存住宅を取得した際の住宅ローン控除の入居期限要件（取得日から6ヶ月以内⇒増改築等完了の日から6ヶ月以内）**

- ① 既存住宅取得の日から5ヶ月後まで、又は関連税制法の施行の日（令和2年4月30日）から2ヶ月後まで、いずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること
- ② 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響で、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと

9 その他の項目

・**自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時の軽減の特例措置の延長**

自動車税、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限が6ヶ月延長され、令和3年3月31日までに取得した自家用乗用車（登録車・軽自動車）について適用されます。

・**耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化**

耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合の不動産取得税の特例措置について、当該住宅をその取得の日から6ヶ月以内に入居できなかった場合でも、一定の要件を満たせば、令和3年度末（令和4年3月31日）までの入居分については、当該特例措置を適用できるなど所要の措置が講じられます。

・**文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用**

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、一定の条件のもと、放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となりました。



原支部
寄稿

with! コロナを見据えて

コロナ禍の影響により大きな打撃を受けた国内経済は、緊急事態宣言が解除された今後も回復の兆しが見通せない状況にあります。当原支部でも、令和2年度通常総会は書面決議により多くの支部会員のご協力を頂きながら開催し、過去に例のない支部運営を強いられています。

このような中、原村でもイベントの自粛要請や店舗の休業要請など、新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が激減しています。村では、事業者への経営と雇用の維持継続のための経済的対策及び住民生活安定化のための様々な対策が取られています。

原村は、八ヶ岳を中心とする豊かな自然を中心に、地元高原野菜をふんだんに使用した料理、クラフト作家による制作体験や農業者による収穫体験など実際に体感いただける魅力が豊富にあります。

海外旅行に行けようになるには、各国のコロナ終息の兆しが見えてからになるので、短くても年内～1年くらいは海外渡航は難しい状況が続くでしょう。コロナ終息の兆しが見えない中、旅行に行くとすれば、国内旅行が最初に回復しそう。しかも近場を旅行するマイクロツーリズムがトレンドになりそうです。電車やバス、飛行機を使う長距離移動は、どうしても密の空間を避けられないのがネック。マイカーで行ける近場旅行であれば、人との接触を軽減させられるため、比較的安心です。これを機会に地元地域の魅力を発掘して、新しい楽しみを見つけるのもいいかもしれません。

村内の宿泊施設に宿泊された方に村観光施設（八ヶ岳自然文化園、美術館、もみの湯）の入館割引券を用意しておりますので、是非原村までお越しください。



女性部 地域社会貢献事業 一税務署玄関先に色鮮やかな旬の花一

女性部は、7月1日「環境美化活動」の一環として税務署玄関前に花の寄植えを寄贈しました。今回で4回目となります。コロナ禍の中密を避け、宮澤部長、長崎副部長、小松副部長の3人での作業となりました。作業終了後は税務署長と忌憚なく地元の情報交換を致しました。

今回は、ペチュニア2種、コリウス2種、ゼラニウム2色、カラーリーフ2色、昨年植えたコキアから種が落ち芽を出した苗を加え、5つのプランターを用意しました。

現在も助成金、給付金等コロナ禍に伴う手続きで来署される方が多い中、「皆さんに和んでいただけ、大変有難い」と島田税務署長のお言葉をいただきました。



作業中の役員



税務署のみなさんと

「すわほうじん」145号と一緒に、研修冊子を配布しました。

「会社がもらえる助成金活用のポイント」
「会社の税金ガイドブック」
「会社の決算・申告の実務」

※法人会では、都度最新の情報提供ができるよう研修委員が中心となり、冊子を選定しています。是非有効にご活用ください。



・告知板・

忘れていませんか! 法人会の「生活予防健診」

- 8月31日(月)・9月1日(火) 岡谷会場「柴宮館」
- 9月 2日(水)・9月3日(木) 諏訪会場「諏訪市文化センター」
- 9月 4日(金)・9月7日(月) 茅野会場「ちの地区コミュニティセンター」

申込み締切
7月31日

※本誌到着後申し込みは締め切り後となっていますが、申込みを失念してしまった企業については善処できる範囲で対応いたします。今回は現地現金払いとなっておりますのでご注意ください。

社会貢献事業「クリーンアップキャンペーン in 茅野」のご案内

会員企業、一般の方々のご協力をお願い致します。

実施日 令和2年10月～11月中を予定 (コロナ感染状況によっては中止も検討中)
作業場所 茅野市内

※作業終了後 昼食弁当を配布いたします。



本会・青年部共催 会員交流／社会貢献事業 第29回 チャリティーゴルフコンペ のご案内

日 時 令和2年10月28日(水) 場 所 諏訪湖カントリークラブ
集合時間 午前8時30分 スタート 午前9時00分

※ラウンド終了後のパーティーはございません。表彰式のみとさせていただきます。
※別紙参加申込書に内容の詳細がございます。10月14日(水)までにお申込み下さい。

コロナ禍に伴う法人会事業の中止・予定変更について

【税務署・法人会共催事業の中止について】

- ◆決算説明会 (中止) ※決算説明会に使用の法人会扱いの各種冊子につきましては、会員全社へ会報誌と一緒に送付済みです。
8月 5日・6日 諏訪会場・茅野会場
- 12月 1日・2日: 諏訪会場・岡谷会場 / 令和3年2月の決算説明会は未定
- ◆新設法人説明会 (中止) ◆年末調整説明会 (中止)
- 10月13日 諏訪会場 11月中旬 岡谷・下諏訪・諏訪・茅野・富士見会場

SPOT NEWS

役員会・委員会 他

- ◇理事会(5/15 今井誠会長)38人
・第8回通常総会上程議案について
- ◇研修委員会(7/16 河西委員長)17人
- ◇広報委員会(7/17 細川委員長)16人

スポットニュース

部 会

- ◇第37回女性部通常総会(詳細別頁)33人
- ◇青年部正副部長・監事会(6/5 五味淳部長)
※総会は書面決議にて執行

編集後記

この春以降、パソコンやスマホの画面を見ている時間が長くなつたような気がします。私の場合はリモートワークというわけではないのですが、外出するのをためらってしまうのもあつたりで、映画鑑賞も買い物(100パーセントではありませんが)も自宅で。情報をキャッチする、音楽を貰う聽くも電子端末経由で、といった感じです。友人知人とのコミュニケーションも、SNSを使うことが増えたように思います。デジタルが以前に増して日常になりました。うる覚えの経済用語や映画のタイトルなどを調べるのに、検索エンジンは本当に便利です。なんとなくの情報を探していくと、正解にたどり着けるのですから。あまりに重宝過ぎるので、頭の隅に万が一にそなえ、これらがない世界をイメージするようになっています。そんな中でも例外がありました。新聞です。ネットで見ることはもちろんできますが、私にとって大きな紙は、読みやすいのです。ざつと内容をつかむ、他紙と記事を比較するのも容易です。またたく興味のなかつたトピックに出くわして、新しい世界が広がるなど、百貨店をほつつき歩くに似た楽しさがあります。持つたときの紙の質感やインクの匂いも好きです。国を問わず近年、新聞について良いニュースを聞きませんが、元気を取り戻してもらいたいです。

広報委員会 副委員長 原 昭徳

〈菓子歳時記〉その7 和菓子が生まれた日



昭和三十年代頃まで、量り売りの
菓子を入れていたガラス容器。
今見るとかえってモダン

茶道を習っているというか習っていた。流派は表千家で、仕事等が忙しいという僕の口実で、稽古には行けていないのだが、会員の籍だけは残してもらっている。興味がなくなったわけではない。NHKでテレビ講座が始まれば見
し、会報誌が届けば目を通す。その京都の本部から送られてくる冊子には、和菓子に関するコーナーもあつたりする。

の冊子の和菓子コーナーを見ると、和洋折衷菓子について書かれていた。明治時代になると西洋からさまざまなお菓子が輸入された。次第に国産の洋菓子も作られるようになった。それを経て、東京銀座の木村屋のあんばん、カステラによ
うかんをはさんだ「シベリア」など、和洋が融合した菓子が作られるようになつたと書かれていた。

いつごろからかはつきりしないが弊店でも、洋菓子、折衷菓子を作っていた。数年前に年配の元ご近所さんから、子供の頃食べたロシアケーキが忘れられないといわれたことがあった。僕はロシアケーキがわからず思わず検索した。二度焼きしたクッキーの上にジャムやナツツで簡単なデコレーションをしたものらしい。他にもパウンドケーキなどの型が今も残つている。

そんなこんなを思い出しつつ読み進めると、最後にこのような記述があった。和菓子という言葉は、西洋から入ってきた菓子と別けるために生まれたと。今現在、一九一〇年発行の書籍「家庭実用百科大苑」に記載されたものがもつとも古いという。おおよそそれ以前は、和菓子という単語は存在せず、菓子店はあっても和菓子店はなかったのだ。古ちよつとした驚きだった。古代の果物や木の実にさかのぼるとされる日本の菓子にしても和菓子店はなかつたのだ。古れば、和菓子は新しいワードなのだ。

諏訪地方を中心とする氷餅の銘菓「初霜」も登場したことわざった。

諏訪地方を中心とする氷餅の銘菓「初霜」も登場したことわざった。

法人会員
岡谷 精良軒 原昭徳

緊急企画 インターネットセミナー(研修オンデマンド)のご案内

「コロナ対策：社員研修の代替サービス・集合研修として最適！」

諏訪法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://www.suwahoujinkai.jp>

諏訪法人会 で検索いただけます

インターネットセミナー

毎月更新！今月の注目
コンテンツはこちら▶▶▶

諏訪法人会ホームページ
トップページ右側にある
◀このバナーをクリック

▼セミナー・オンデマンドのページからログイン！

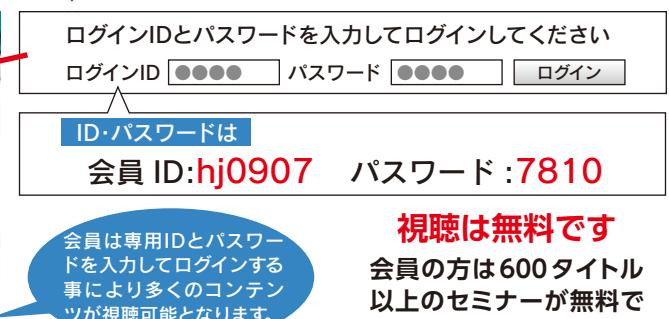
ログインIDとパスワードを入力してログインしてください
ログインID パスワード ログイン

ID・パスワードは

会員ID:hj0907 パスワード:7810

視聴は無料です

会員の方は600タイトル
以上のセミナーが無料で
受講できます



※画面はイメージとなります